

★ 広島県公益認定等審議会条例（条例第四十四号）（文書法制室）

一 制定の理由

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に基づき、広島県公益認定等審議会を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 委員

(一) 定数 三人以上五人以内

(二) 任命 法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(三) 任期 三年

2 会長

会長の選任方法及び職務を定める。

3 専門委員

審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 会議

会議の招集など審議会の運営について定める。

5 部会

審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 その他

その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

三 施行期日

平成十九年十月十一日

★ 職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（人事室）

- 一 改正の理由
  - 旅行の実態等を勘案し、簡素で合理的な旅費制度とするため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
  - 1 職員の旅費に関する条例の一部改正
    - (一) 日当を廃止し、通信費を構成要素とする旅行雑費の制度を新設し、次表のとおり支給することとした。

区分		旅行雑費（一日につき）	
公共交通機関を利用した場合	同一地域内旅行		
	県内旅行（同一地域内旅行を除く。）		三五〇円
	県外旅行		六五〇円
	行程四〇キロメートル未満		
公用の交通機関を利用した場合	行程四〇キロメートル以上二〇〇キロメートル未満		三五〇円
	行程一〇〇キロメートル以上		六五〇円

- (二) 車賃の支給額を、一キロメートルにつき三十八円の定額から実費額に改めることとした。
  - (三) その他必要な規定の整理を行った。
- 2 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正
    - 日当を廃止し、1(一)と同額の旅行雑費を支給することとした。

三 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（行政管理室）

一 改正の理由

都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
都市計画法等に基づく事務のうち、国又は県等が行う開発行為に係る協議等	三次市及び東広島市

2 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 建築基準法等に基づく事務のうち、非線引き都市計画区域内における特定大規模建築物の建築の許可等	市町
二 都市計画法等に基づく事務のうち、国又は県等が行う開発行為に係る協議等	市町（三次市及び東広島市を除く。）

3 その他引用条項の整理等を行った。

三 施行期日

平成十九年十一月三十日。ただし、二3の改正（建築基準法に関するものに限る。）は平成十九年十月十一日

★ 広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（福利室）

一 改正の理由

退隠料等の過誤払い分の金額の調整及び遺族扶助料の転給については、恩給法の一部改正に準じることとし、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 退隠料等の受給権が消滅した場合等における過誤払い分の金額について、相続人等に支払うべき遺族扶助料からの充当等によって調整が可能となるようにする。
- 2 重度障害の成年の子への転給について、吏員の死亡当時から引き続き重度障害の状態であることを要件とする。

三 施行期日

平成十九年十月十一日

★ 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（財政室）

一 改正の要旨

温泉法等の一部が改正されたことに伴い、新設された事務に係る手数料を定めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 2から4まで以外の改正 平成十九年十月十一日
- 2 広島県手数料条例の改正のうち温泉法に係る改正 平成十九年十月二十日
- 3 広島県手数料条例の改正のうち開発整備促進区における建築物の建築に関する制限の適用除外認定申請手数料の新設等に係る改正 平成十九年十一月三十日
- 4 広島県手数料条例の改正のうち貸金業の規制等に関する法律に係る改正 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日

★ 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）（税務室）

一 改正の要旨

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため引き続き産業廃棄物埋立税を課することとし、条例の有効期限を五年延長した。

二 施行期日

規則で定める日

★ 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（青少年・地域安全室）

- 一 改正の要旨
  - 二 施行期日
- 貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改正した。
- 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日

★ 広島県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（漁港漁場整備室）

一 改正の理由

五日市漁港にプレジャーボート等を收容するための施設として五日市漁港フィッシュアリーナ施設を整備することに伴い、当該施設の管理に関する事項を定めるなど必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 五日市漁港フィッシュアリーナ施設の使用料を次のように定めた。

艇置施設	区分	単位	使用料
海上艇置施設	陸上艇置施設	一隻一年につき	
		艇長七メートル未満	二三五、二〇〇円
		艇長七メートル以上八メートル未満	二六八、八〇〇円
		艇長八メートル以上九メートル未満	三〇二、四〇〇円
		艇長九メートル以上一〇メートル未満	三三六、〇〇〇円
		艇長一〇メートル以上一一メートル未満	三六九、六〇〇円
		艇長一一メートル以上一二メートル未満	四〇三、二〇〇円
		艇長一二メートル以上一三メートル未満	四三六、八〇〇円
		艇長一三メートル以上一四メートル未満	四七〇、四〇〇円
		艇長一四メートル以上一五メートル未満	五〇四、〇〇〇円
		一棧橋一年につき	
		六メートル棧橋	二〇六、四〇〇円
		七・五メートル棧橋	二五八、〇〇〇円
一〇メートル棧橋	三四四、四〇〇円		
一一メートル棧橋	三七九、二〇〇円		
デジタル用海上艇置施設	陸上艇置施設	一隻一日につき	
		艇長七メートル未満	一、〇五〇円
		艇長七メートル以上九メートル未満	一、五五〇円
		艇長九メートル以上一一メートル未満	一、八〇〇円
		艇長一一メートル以上一二メートル未満	二、四〇〇円
艇長一二メートル以上一五メートル未満	三、三〇〇円		
陸上艇置施設使用者が使用する場合		一台一年につき	三〇、〇〇〇円



	上下架施設	<p>その他の場合</p> <p>一台一日につき</p> <p>陸上艇置施設使用者が使用する場合</p> <p>一隻一年につき</p> <p>艇長七メートル未満</p> <p>艇長七メートル以上八メートル未満</p> <p>艇長八メートル以上九メートル未満</p> <p>艇長九メートル以上一〇メートル未満</p> <p>艇長一〇メートル以上一一メートル未満</p> <p>艇長一一メートル以上一二メートル未満</p> <p>艇長一二メートル以上一三メートル未満</p> <p>艇長一三メートル以上一四メートル未満</p> <p>艇長一四メートル以上一五メートル未満</p> <p>その他の場合</p> <p>一隻一回につき</p> <p>艇長七メートル未満</p> <p>艇長七メートル以上九メートル未満</p> <p>艇長九メートル以上一一メートル未満</p> <p>艇長一一メートル以上一二メートル未満</p> <p>艇長一二メートル以上一三メートル未満</p> <p>艇長一三メートル以上一五メートル未満</p>	<p>一、二五〇円</p> <p>二八、五〇〇円</p> <p>三二、六〇〇円</p> <p>三六、七〇〇円</p> <p>四〇、八〇〇円</p> <p>四四、八〇〇円</p> <p>四八、九〇〇円</p> <p>五三、〇〇〇円</p> <p>五七、一〇〇円</p> <p>六一、二〇〇円</p>
駐車場	<p>一台一回につき</p> <p>一時間まで</p> <p>五時間を超える場合、二四時間まで</p>	<p>一八〇円</p> <p>一、〇〇〇円</p>	
研修室	一室一時間につき	一、〇〇〇円	
シャワー	一人一回につき	一〇〇円	
管理棟以外の漁港施設用地を一時的催しものために使用する場合	一〇〇平方メートルにつき三時間まで	一三〇円	

2 県が管理する漁港施設のうち知事が別に定める施設の管理を、指定管理者に行わせることができることとした。

3 県が管理する漁港施設の使用許可に係る制限等について定めた。

三 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

★ 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）（建築指導室）

一 改正の要旨

都市計画法及び都市計画法施行令の一部が改正され、市街化調整区域に係る大規模な開発行為の許可の基準が見直されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年十一月三十日

★ 広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（住宅室）

一 改正の理由

子育て世帯に対し、子育てしやすい住環境を有する県営住宅を優先的かつ効果的に提供するため、県営住宅に期限付き入居制度を導入することとし、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 子育てに適すると認める県営住宅に入居することができる期間（以下「有効期間」という。）を五年に限ることができることとした。
- 2 子育てに適すると認める県営住宅に入居することができる者は、入居申込みの際現に五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある親族と同居し、又は同居しようとする者でなければならぬこととした。
- 3 子育てに適すると認める県営住宅の入居決定者に対し、有効期間満了時に当該住宅を明け渡さなければならぬ旨を説明し、書面により承諾を得ることとした。
- 4 規則で定めるやむを得ない事情がある場合には、その事情が存続する間、有効期間を延長することができることとした。
- 5 その他必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

平成十九年十月十一日

★ 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）（警察本部）

一 改正の要旨

犯罪は許さないという県民意識を高揚するとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりを一層推進するため、子ども、高齢者、女性等が犯罪の被害を受けるおそれがかでであると認められるときに、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めることを県民の責務として規定した。

二 施行期日

平成十九年十月十一日

★ 広島県議会議員の政治倫理に関する条例（条例第五十五号）

一 制定の理由

地方分権が進展する中、県議会議員には県勢発展のためより高い倫理観と識見が求められていることを踏まえ、県議会における政治倫理の確立と議会制民主主義の健全な発展に資するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 議員の責務

- (一) 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律して、政治倫理の向上に努めなければならない。
- (二) 議員は、時代の要請に的確に対応できる識見を養うとともに、常に県民全体の福祉の向上を目標として行動するよう努めなければならない。

2 議員の行為規範

- (一) 議員は、地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法等の諸規定を遵守するとともに、次の事項を遵守して行動しなければならない。
- (1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねないこと。
- (2) 公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。
- (3) 政治活動に関して次の行為を行わないこと。
  - ア 道義的な批判を受けるような寄附を受ける行為
  - イ その資金管理団体及び後援団体に前アの寄附を受けさせる行為
- (4) 議員としての権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、自己の利益を図ることを目的とする次の行為を行わないこと。
  - ア 特定の者に対する行政庁の処分又は県若しくは県が出資している法人が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利になるよう働きかける行為
  - イ 前アの行為のほか、公務員及び県が出資している法人の役職員の公正な職務の執行を妨げる行為
- (二) 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的な批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、その責任を進んで明らかにしなければならない。

3 審査の請求

議員は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の六分の一以上で、かつ、二以上の会派の議員の連署により、議長に審査を請求することができる。

4 広島県議会政治倫理審査会

(一) 設置

議長は、審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に広島県議会政

治倫理審査会を設置するものとする。

(二) 組織等

- (1) 広島県議会政治倫理審査会は、委員十二人以内で組織する。
  - (2) 委員は、議員のうちから議長が指名する。
  - (3) 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- (三) その他

広島県議会政治倫理審査会の運営等について定める。

5 審査の結果の報告等

- (一) 広島県議会政治倫理審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。
- (二) 議長は、審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、審査の結果を公表しなければならない。  
い。
- (三) 審査の請求をされた議員は、審査の結果の通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。
- (四) 議長は、審査の請求をされた議員から意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

6 措置

議長は、広島県議会政治倫理審査会が必要と認める措置を講じるものとし、措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

三 施行期日

平成十九年十月十一日